

# 大分市居住支援協議会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、大分市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成している者その他住宅の確保に特に配慮を要するもの（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な措置について協議することにより、大分市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくり等に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業。

### (会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとする者は、次条に規定する会長へ入会を申し込み、会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 役員は、会員の互選により総会で選出する。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

4 役員は、無報酬とする。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、仕事の末日を経過しても後任の役員が選出されない場合は、前任の役員は後任の役員が選出されるまで在任する。

3 役員は、再任されることができる。

### 第3章 組織

#### (総会)

第8条 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

#### (定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会議の長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員（受任者の特定がないときは会議の長）に委任することができる。

#### (専門部会)

第10条 本会は、専門的な課題等について協議し、検討するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、大分市内に置く。

第4章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。
- 3 帳簿は、会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(監査及び報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第16条 会員は、本会の事業の実施又は事業に関連して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(会議の公開等)

第17条 総会は、原則としてこれを公開する。ただし、会長が、総会における協議の内容が、個人情報等に関するものであると認めるとき又は総会を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

2 総会の会議資料及び議事録(非公開情報に該当する部分を除く。)については、原則として公表する。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年6月7日から施行する。

(設立初年度の特例)

2 本会の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

3 本会の設立初年度の予算の議決については、第8条第2項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

4 本会の設立初年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年の3月31日までとする。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）日本賃貸住宅管理協会大分県支部</li> <li>・（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会大分中央支部</li> <li>・（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会大分新支部</li> <li>・（公社）大分県宅地建物取引業協会大分支部</li> <li>・（公社）全日本不動産協会大分県本部</li> </ul>
福祉関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（福）大分市社会福祉協議会</li> <li>・（福）博愛会</li> <li>・（医）関愛会</li> <li>・（福）清流共生会</li> </ul>
居住支援法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（特非）住むケアおおいた</li> <li>・（株）住むケア東おおいた</li> <li>・（株）住むケア南おおいた</li> <li>・（一社）大分事業支援センター</li> <li>・（株）豊後企画集団</li> <li>・（一社）ケアリンク</li> <li>・（一社）ライフカドル協会</li> <li>・（一社）つみきの家</li> <li>・（株）金田臨海総合</li> <li>・（株）RAO</li> <li>・夢未来舎（株）</li> <li>・ジェイリース（株）</li> </ul>
大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（大）大分大学</li> <li>・（学）文理学園 日本文理大学</li> </ul>
行政等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市 福祉保健部</li> <li>・大分市 子どもすこやか部</li> <li>・大分市 土木建築部</li> <li>・大分県 建築住宅課</li> <li>・大分県 福祉保健企画課</li> </ul>